



# 安心の広場

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 森山 彰

福岡本部 福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号  
 〒810-0073 サンハイツ舞鶴306号  
 TEL092-737-2345 FAX092-737-0500

筑紫出張所 筑紫野市二日市中央5丁目3番16号  
 〒818-0072 丸明ビル106号  
 TEL&FAX092-921-2130

久留米出張所 久留米市城南町16番5号  
 〒830-0022 二宮ビル103号  
 TEL&FAX0942-27-6122



目次

理事長 巻頭言	2頁	相談・学びコーナー	8頁
広場に寄せて	3頁	会員・支援者の広場	9頁
第18回通常総会の開催	3頁	新会員獲得顕彰コーナー	
トピックス	6頁	& 告知板	11頁
プロジェクト関連	7頁	事件処理簿	12頁

高齢者・障害者  
**安心サポートネット**

特定非営利活動法人 福岡県認証16 生文第20号-5

後見人等の担い手の確保・育成の推進

# 市民後見人育成研修(久留米地区)の成功を期して!

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 森 山 彰



当法人の事業は、相

面により後見等のニーズを把握し、地域住民の皆さんの要望に応じて、事件処理を受託し、もつて、地域の福祉向上に貢献することにある。ところが、令和三年度も二年度と同様、全期間を通じてコロナ禍のため、事業活動が大きな制約を受けた。それにもかかわらず、地域住民の皆様の信頼を得て、何とか各事業を遂行できたことは、これ一重に、役員及び会員の皆さんが、力を合わせて努力した成果であり、また地域住民の皆様のご支援、ご協力の賜物であるから、心から感謝を申し上げたい。

特に、このような悪条件下で延期に延期を重ねた第五回市民後見人育成研修を実施し、成功裡に終了できたこと、及び長年の懸案であった

も、この数年来、事業計画の重点目標として、鋭意その実現に取り組んできた。

第一の優先事項については、当法人は、平成二十七年以降受任体制の基軸を「任意後見移行型」に移行し、移行型それ自体を身上保護重視、意思決定支援の観点から改良して、利用者に分かり易く、親しみ易い任意後見制度として利用促進を図ってきた。

現行の任意後見制度は、使い勝手が悪いという指摘が多い。第二期計画では、任意後見制度の内容自体に切り込んで、改善の方向を示して欲しかったと思う。

第二の優先事項については、二つの課題が含まれている。その課題一は、市民後見人や法人後見を支える職務担当者(支援員)等の後見制度の担い手の確保・育成の推進であり、課題二は、法人後見の担い手、つまり法人後見を実施する団体の育成である。

当法人は平成二二年度、熊本市に「NPO法人成年後見安心サポートネット熊本」を設立した。この際用いた手法は、最初に、熊本市に



事務所を構えて当法人の出張所として運営し、次に、そこを拠点に市民後見人育成研修を実施し、最後に多数の研修修了者が力をあわせ、法人後見を目的とする市民後見NPOを立ち上げたのである。

久留米市における市民後見NPO立ち上げも、熊本方式と同様の方式で行いたい。まずは、昨年末確保した事務所を、二月一日から出張所として運営し、そこを拠点に久留米地区の市民後見人育成研修(研修期間七月〜二月)を開催し、終了後は、多数の研修修了者が力を合わせ、市民後見NPOを立ち上げる計画である。

この方式だと、市民後見人等の担い手の確保・育成に関する課題一と法人後見の担い手の育成に関する課題二が一挙に達成されることになる。それも、自立型NPOの自己資金によってなされる。まさにダイナミックで、地域共生社会に相応しい。た

だし、全国的な視野でみると、この一連のプロセスに財政支援が行われると、市民後見NPOの育成も活気づく。

第二期計画をみると、法人後見の実施主体は、社会福祉協議会に多くを頼っているが、都市部の一部を除けば、社会福祉協議会には、制約が多く硬直した面が見られるうえ、利益相反が生じる可能性もあるから、多くを期待するのは無理である。法人後見の実施主体としては、非営利の特徴を持ち、民間としての活力と柔軟性を有する市民後見NPOの育成にも、力点を置くのが相当である。将来を見据えて、第二期計画ではこの視点も加えて、再検討すべきではないかと思う。

最後に、この度の久留米地区の市民後見人育成研修は、コロナ禍の中で、当法人の存在自体が殆ど知られていない地域を対象として実施するのであるから、困難もあると思うが、役員及び支援者の総力を結集して、是非とも困難を克服し、何としても成功裡に終了したい。全会員の絶大なご協力をお願いする。

久留米出張所を本年二月一日に新設し、新体制で事務処理を開始できたことは、これこそ当法人の底力を示した成果であり、誠に喜ばしい限りである。

ところで、去る三月二五日より第二期成年後見制度利用促進基本計画が、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」というサブタイトル付きで、閣議決定された。

この第二期計画で、特に注目を引くのは、優先して取り組む事項が明らかになったことである。その第一が「任意後見制度の利用促進」であり、第二は「後見人等の担い手の確保・育成の推進」である。すなわち、これらの優先事項が、喫緊に取り組むべき私たちの課題ということになる。

ところが、当法人では、この第一と第二の優先事項と

# 広場に寄せて

## 『市民後見』夢を あきらめず

市民後見センターきょうと

代表 内藤 健三郎



『成年後見』の普及は遅々として進まない。これほど歩みがのろいとは考えてもいなかった。まるで亀の歩みだ。私の想定では、遅くとも平成二五年頃までには全国の政令指定都市と中核都市にNPO法人中心の成年後見センターが開設され、それらがネットワークを組んで各地からの制度利用相談や後見人等の受任活動に対応しているはずであった。普及の状況も、申立件数が三万五千件に迫っていた平成二四年を基準に考えると、今頃は、一年で六万件を突破して、ドイツには追い付かないにしても利用者数は五〇万人に迫るのでは、という思いもあった。私はこのような夢物語を

東大の『市民後見人養成講座』で、はばかりもなく語りかけ、講座の修了生には『市民後見NPO』の設立を呼びかけていたのだが...

平成二八年に『成年後見制度利用促進法』の施行があり、厚労省には『促進室』も設けられて、翌年には『利用促進五か年計画』が開始したのだから、その成果への期待もあった。だが、現実はどうであったか。家裁での申立件数の増加は、年間平均わずか五〇〇件程度を繰り返すし、『第二次利用促進計画』の最終実施年度である令和三年に、ようやく二一、五〇〇件の増加を見たため、五年間の平均が一、一〇〇件に伸びて、なんとか不面目だけは免れたのだが、単年度の申立件数としてはまだ四万件にも達せず、利用者数も二四万件に留まる。ついですが、促進計画には『全国の自治体に『中核機関』を設けて権利擁護のための地域連携ネットワークを形成する』という看板政策もあったのだが、その達成率は五〇%以下に留まっている。私の一人勝手な『夢物語』どころか、単なる『妄想』であった。

「国は何をやっているのだ！」と批判しているのが一番気楽で良いのだが、これでは何の進展もない。我々としてできること、やるべきことはないのか...

実は、五年前に一度試みてうまくいかなかった「市民後見を目指すNPO法人等の全国組織作り」への再チャレンジを思い立ち、すでに活動していた『首都圏市民後見推進協議会』（会長 市民後見センターさいたま 中田均氏）に合流する形で設立を申し入れた。首都圏の協議会は、二〇〇八年より東京大学が開催した『市民後見人養成講座』の修了生が立ち上げた団体等が中核となっていたが、中田会長の快諾を得て、私が東大講座でお付き合いのあった各地の一五法人にお声がけをし、賛同が得られたため、参加団体数二九の『全国市民後見推進協議会』（以下「全国協議会」）が発足する運びとなった。

全国協議会の主な活動目標は以下の通り。  
会員間の、運営や後見事務等に関する情報共有と相互支援。  
新たに市民後見活動を始める

る団体・個人に対する助言と支援  
行政、家裁、関係団体、メディア等に対する『市民後見推進法人』の広報。

全国協議会は、現在の任意団体からなるべく早期にNPO法人化を図りたいし、専用のウェブサイトを開設して、その活動を力強くアピールすることにも取り組みたい。また、パワーアップのためには、より多くの団体の参加が不可欠である。全国協議会自らの体制整備を進めながら、同じ志で活動する全国のNPO法人等の方々の様々な意見を集約しながら、『市民後見推進法人』の存在と活動内容を広く世に伝えていく必要がある。残念ながら、現時点では九州と四国からの参加団体がなく「全国」を名乗るのには引け目を感じている。引き続き参加への働きかけを強化していきたく



い。  
振り返ってみると、途方もない長い時間はかかっているが、京都で始めたNPOも、成功の手掛かりすらないゼ口の状態から始めて、なんと一〇〇名ほどの方々のお世話をさせていたどころまで来た。全国協議会の活動も、今はとても小さな組織に過ぎないが、何年か後にはそれなりの発展を上げて、成年後見という分野でひとつの存在感を示すことができるのではないかと考えている。

### 第十八回 通常総会の開催

令和四年五月二八日午後二時から、福岡市立心身障がい福祉センター（通称「あいあいセンター」）（福岡市中央区長浜二丁目一番八号）で正会員一五五名出席（委任状、表決書提出者二〇一名を含む。）のもと、第十八回通常総会が開催された。

一 理事長挨拶

未曾有の新型コロナ禍にあつて、一八回通常総会を開催できたことは、会員の皆さんのご尽力によるものであり、深く感謝します。

コロナ禍については、大変な思いをしているところであり、第六波にとどまるかどうかともわからないうえ、ロシアによるウクライナ侵攻もあり、国民の生活にも多大な不安と影響を及ぼしている。

当法人としては、特設相談会等を通して住民のニーズを把握して、きちんと処理して対応するという仕組みの中で運営しているの、特設相談所の開設が新型コロナ禍のため、長きにわたって出来なかつたことは、当法人の受任業務に影響しており、当法人の業績は低迷している。

その中であつて、昨年度の実績としては、延び延びとなつてきた第五回市民後見人育成研修を曲がりなりに実施することができたこと、もう一つは、久留米市に出張所を作り、久留米でも市民後見人育成研修の実施が、可能になつたことは高い

評価ができる。

前途は困難な状況にありますが、安心サポートネットの充実のために、本総会では、皆様の忌憚のないご意見を賜り、有意義な総会になるよう祈念しています。

二 審議事項

同総会では、①「令和三年度事業報告及び決算諸表」、②「令和四年度事業計画及び活動予算案」、③「プロジェクトチームの課題と編成」、④「久留米出張所開設に伴う定款変更」、⑤「役員補選」の計五議案が永松議長の議事進行のもと、熱心な討議を経て、全議案とも原案どおり可決された。



令和三年度事業の  
取組み成果

(一) 活動指針と安心サポートネットの文化

当法人は、創立以来「成年後見制度の活性化」を旗印とし、その実現を図るため、左記アに掲げる四つの活動指針をキーコンセプトとして定め、左記に、掲げる三つの「安心サポートネットの文化」を育みながら、地域住民のニーズに応えるべく、強い使命感と強靱な実践力をもつて活動し、下記(二)に掲げる重点目標を中心に各事業に取り組んできた。

ア 活動指針

- ①個人の尊厳と自立の支援。
  - ②ボランティアを視野に入れた非営利活動。
  - ③各専門家によるネットワークの構築と活用。
  - ④公的サービスの分担。
- イ 安心サポートネットの文化
- 第一 市民後見人としての自己研鑽と鍛錬
  - 第二 地域共生社会の実現
  - 第三 地域住民のニーズの把握とスピード感に



よる適切な対応

(二) 重点目標

地域住民のニーズに応え、限られた資源の集中配分と効率的な実施を図るため、本年度の重点目標は、昨年度を継承し、次のとおり設定した。

第一 任意後見移行型を

基軸とした受任体制の整備・拡大。

第二 「人材の育成」

各地域における相談体制の確立。

第三 「地域後見の実現」

任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備・拡大

(二) 受任条件の整備

ア 「移行型システム指

針」としての理解促進と活用

当法人は、従来の任意後見移行型について、①前段の後見型委任契約と後段の任意後見契約を身上保護重視・意思決定支援の観点からリニューアルし、②この移行型を分かり易く示した「図解説明図面」による説明・理解と、本人の意思・選好を把握するための「契約締結資料」に基づき契約を行う移行型システムについて、前期に引き続き、今期も任意後見研究会が中心になって、このシステムの理解促進と活用に向けた結果、一定の成果が得られたと評価できる。

(二) 基金の充実と活用

ア 障害者後見基金の創設

今期は一千万円規模の障害者後見基金が創設された。この基金の今後の課題は、有効支出のための基準の明確化である。

イ 安心サポートネット基金

今期の大きな支出は、第五回市民後見人育成研修実施費用と久留米出張所新設経費であるが、その他では「任意後見移行型委任者と当法人との懇談会」と後見報酬補填経費として支出された。

（三）三年度事件の受託状況  
ア 相談事件

福岡本部の三年度の相談件数は七六件（二年度・一〇四件、前年度比七三%）の大幅減少だったのに対し、筑紫は微減に止まった。

イ 第一種事件

福岡本部は二年度の三〇%、筑紫出は三四%と双方とも大幅にダウンした。

ウ 第二種事件（後見人型受任）

三年度末までの受任者数は、本部が二四名（八六名）、筑紫出が一四〇名（八六名）で微減に止った。（カッコ内は死亡等による終了者数）

注・イとウは一二頁事件処理表参照

三 人材の育成

人材の育成は、後継者の育成を含め、当法人の喫緊の課題である。任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備・拡大とも相即不離の関係にあるから、この観点を含め、あらゆる施策を講じて人材育成に努力してきた。

（二）後見人実務研究会

当法人を代表する研究会で、原則毎月一回の割合で開催（うち三回はコロナで中

止）、今期は、遺言、特に自筆証書遺言の増加を踏まえ、「遺言支援及び遺言執行の実務」の説明を中心に開催して、会員の遺言支援能力と「後見マインド」の向上に努めた。

（二）組織の充実

ア 会員の増強

一人一会員獲得運動は低調に推移したが、第五回市民後見人育成研修の実施が、会員の増強に効果的であった。

イ 組織の充実強化

今期は総務における広報・渉外部門及び経理部門の充実・強化に配慮した。

（三）安心サポートネットの

文化の醸成と定着

地域住民のニーズに応え、地域の信頼を保持するためには、事業遂行のあらゆる場面で、各会員の話の中で、頻繁に「安心サポートネットの文化」が語られる必要がある。しかし、その兆候は、かなり見られるようになった。

四 「地域後見」の推進

（二）市民後見人育成研修の実施

「地域後見」の実現の見地から、延期に延期を重ねた第

五回市民後見人育成研修を実施し、三六名の市民後見人候補を育成できたこと、また、久留米出張所を新設し、市民後見人育成研修を実施した後、NPO法人の設立の目途をつけたことが大きい。

（二）市民後見NPOとの連携・協調

成年後見制度を担う市民後見人を育成し、その活動を支援する目的を達成するためには、事業目的を共通する市民後見NPOとの連携・協調が不可欠で、その目的で相互に広報誌の配布や情報の交換を行ったが、今後継続する必要がある。

（三）「安心サポートネット・グループの運用」

ア「安心サポートネット熊本への支援

イ「安心サポート生活」への支援

本年度の「プロジェクトチーム」



特定非営利活動法人高齢者・障害者安心サポートネット  
表1 令和3年度貸借対照表 令和4年4月30日現在

科目	金額(単位:円)	
<b>I 資産の部</b>		
1 流動資産		
現金	1,272,905	
預貯金	14,123,571	
その他の流動資産	29,110	
流動資産合計		15,425,586
2 固定資産		
特定資産	129,975,698	
損害賠償準備資産	30,445,681	
安心サポートネット基金資産	87,749,867	
障害者支援基金資産	11,780,150	
その他の固定資産	321,774	
敷金	260,000	
固定資産合計		130,557,472
資産合計		144,067,287
<b>II 負債の部</b>		
1 流動負債		
前受金	5,435,000	
預り金	456,676	
仮受金	0	
流動負債合計		5,891,676
2 固定負債		
固定負債合計		
負債合計		5,891,676
<b>III 正味財産の部</b>		
指定正味財産	129,975,698	
損害賠償準備金財産	30,445,681	
安心サポートネット基金財産	87,749,867	
障害者支援基金財産	11,780,150	
一般正味財産	10,115,684	
		140,091,382
<内当期正味財産増加額>		(1,537,194)
負債及び正味財産合計		145,983,058

プロジェクトチームは、後見事務の課題について調査検討を行い、所要の作業を実施し、相応の成果を得るための活動を行うものです。令和四年度のチームは次のとおり編成されました。

●「障害者後見研究会」  
次の課題について、研究と実践を積み重ねて、障害者対策の前進を図る。「障がい者後見等事例集」を補強して、今後の障害者後見での活用促進資料を整備し、障がい者支援団体への説明会を拡大

（一）  
「障がい者後見等事例集」を補強して、今後の障害者後見での活用促進資料を整備し、障がい者支援団体への説明会を拡大

（二）  
「任意後見研究会」  
今後の課題である任意後見移行型契約の受任体制の実践訓練と人材育成を図るため、後見型委任契約と任意後見契約それぞれにおける職務担当者の職責、図解図面の説明ポイント、及び契約締結資料に基づく説明内容等について現場での実践を重ねながら、会員全員のレ

（三）  
「障害者支援基金制度」の有効利用のための要件（基準）について提言  
チームリーダー 高原勝利  
サブリーダー 中島信男、永松 肇

ペルアップを図り、受任できる人材の育成を図る。

チームリーダー 樋口健児  
サブリーダー 岩田末雄、

江崎幸登、大家廣明

●「初心者後見人支援の会」

昨年度「親族後見人支援の会」が「初心者後見人支援の会」に名称を変更して、本年度は、二か月に一回例会を開くこととし、

① 後見事務の基礎知識の習得

② 基本帳票の「後見事務処理日誌」及び「収支計算書」の記載

③ 報酬付与申立て・後見事務報告書の作成  
について支援を行うこととする。

チームリーダー 豊留 一

●「業務のデジタル化推進研究会」

デジタル化する移行データの質を高めることが必要であることから、以下のことに取り組む。

① プロジェクトチーム方式による通達、例規類の見直し

② 業務フローチャートの作成、分析

③ 処理事例の収集・作成  
④ パソコンで作成した各種申請、後見事務処理日誌、収支計算書等のデータ保存に取り組む。

チームリーダー 森山 彰  
サブリーダー 原田隆行

●「例規等改正検討部会」

当法人が保有する情報のデジタル化の推進を図るに際しては、入力データの質の向上が必要であり、その観点からデジタル化の推進を図るに際しては、入力データの質の向上が必要であり、その観点から現行の例規・通達等を見直し、改善を図るとともに、執務体制の合理化・能率化に役立てる。

チームリーダー 森山 彰  
サブリーダー 豊留 一

芦谷秀美、大家廣明

●「各地区における成年後見制度研究会」

当法人は、地域後見の実現を目的として、各地域の拠点づくりを推進しており、筑紫野市、宗像、糸島の各地区に「成年後見制度研究会」を設置し、各研究会において、それぞれの実情に即し、各種課題に挑戦中である。そし

て、これらの活動を継続して実施して、各地区の住民の皆さんの信頼獲得に寄与したい。

記  
（一）筑紫野市成年後見研  
顧問 森山 彰、  
チームリーダー 中嶋幸子  
サブリーダー 廣瀬照子  
（二）宗像地区成年後見研  
チームリーダー 中村憲司  
サブリーダー 石井喬志、  
與田達雄  
（三）糸島地区成年後見研  
チームリーダー 蒲池次郎  
サブリーダー 上田久子

定款変更について

次のとおり定款変更を行い、久留米地区に久留米出張所を開設する改正を提案し、可決承認がされた。

- 一 定款第二条第二項第一号の次に次の一号を加える。
- （二）福岡県久留米市城南町一六番五号

役員補選について

石井喬志理事及び山下八生理事から辞任の申し出があり、役員補選の結果、次の方々が後任の理事に選任さ

れました。  
理事 中村 憲司（西日本工業大学名誉教授）  
理事 芦谷 秀美（J R 西日本 O B）



トピックス

～～待望の活気満ちた～～  
『第五回市民後見人育成研修』終了！

コロナ禍の中、緊急事態措置宣言の再発令などの心配もありましたが、令和四年一月八日～四月九日間の一〇日間、総研修時間・五〇時間（通称・あいあいセンター）で開催された。表記研修会は、コロナ禍が原因でオンライン研修に移行する

こともなく受講者二七名のうち三六名が、理事長から終了証書が手渡されました。

本研修は充実したカリキュラム、優れた講師を招き実施した甲斐があつて、受講生の研修結果に対するアンケート回答では、『大変満足』と『ほぼ満足』を加算すると九五%、考える力の養成に、『大変役に立つ』と『役に立つ』を足すと八三%のほり、受講生に好評だったことが判ります。

研修修了者については、今後も研鑽をつみ、これからの超高齢化社会の中で市民後見人として、又は成年後見制度の各分野において、大いに活躍されることを祈念いたします。

### 第九回福岡・熊本合同懇親会

歩こう会・石橋博

前年度・令和二年度は、コロナウイルスで、懇親会の開催は中止となりましたが、令和三年一月二三日(火)勤労感謝の祝日に、第九回

福岡熊本合同懇親会が、福岡・森山彰理事長以下二四名と熊本一〇名、合計三四名の参加者を以て、二年振りの開催となりました。

最初の訪問先は、熊本の会員との集合場所である菊鹿ワイナリー。

主催者を代表して熊本・井芹浩文理事長の挨拶があり、次は鞠智城。

温故創生館での展示と映像と、八角形の三階建ての鼓楼の前で全員の集合写真を撮り、校倉造りの米倉や兵舎等を見学。鞠智城を造つた真の目的・理由は何かを想像しながら楽しく見学をしました。

次は南北朝時代に活躍した菊池武光公騎馬像。騎馬像前で全員集合した記念写真を撮り、菊池市民の英雄である武光公の遺徳と菊池一族の栄枯盛衰を偲びました。

最後は昼食を兼ねた懇親会会場である菊池温泉・清流荘へ。

懇親会がスタート。懇親会では顔なじみに成った熊本の会員との話が弾み、福岡の会員である南武文氏(芸名・若葉みどり)の

女形の日本舞踊を堪能。「菊池」を再発見する楽しい懇親会旅行となりました。懇親会当日・二三日は雨も降らず、事故も無く安全に終了したことににつきまして、第九回福岡熊本合同懇親会を企画・立案・実行された熊本の「自然と親しむ会」を含む会員の皆様に対し深く感謝するところです。



### 歩こう会を企画する会の休止のお知らせ

第一八回通常総会において、歩こう会の活動休止が

承認されました。これまでの活動に敬意を払い、活動が再開される状況になることを望みたいと思います。

歩こう会の活動は、熊本安心サポートと合同歩こう会が大変印象に残ります。第一回九州国博、第二回菊池渓谷・紅葉狩り、第三回くつろぎの森・グリーンピア八女、第四回宮崎兄弟資料館、第五回安心サポート熊本を励ます会、第六回博多湾・休暇村志賀島、第七回田原坂西南戦争資料館、第八回安心サポートネット交流会、第九回鞠智城・菊池温泉が走馬灯のように思い浮かびます。

ただし、他方では当法人の歩こう会だけで実施した天拝山を始め、近くの山々にハイキング登山をしたことが、楽しい思い出として懐かしく思い出されます。たゆまない企画に対してのご努力、会員の方におもてなしのお気使いに感謝いたします。

有難うございました。お疲れさまでした。

### プロジェクト 関連

最高の立地条件で 久留米出張所を開設 「市民後見NPO」の 立上げを成功させよう!

当法人の長い間の懸念だった久留米出張所の新設は、久留米市内に適切な事務所が確保できなかったため、延び延びとなっていた。

ところが、昨年一月幸運にも、これ程好条件に恵まれた事務所はないと言えるような事務所が見付かった。この事務所の所在地は、久留米市城南町一六番五号宮ビル一〇三号であり、その最大のメリットは、事業展開で密接な関係のある久留米市役所、後見業務に直接関係する家庭裁判所久留米支部、それに登記や自筆証書保管を所管する福岡法務局久留米支局に、いずれも徒歩二、三分の距離で囲まれているうえ、大

通りに面し、遺言や契約締結を行う久留米公証役場にも至近距離にあるという点である。

この出張所候補が見つかるや否や、長年の強い懸案に解決の目途が着いたわけだから、出張所新設の事務処理は、一気呵成に進んだ。二月二日開催の一五四回理事会では、令和四年二月一日からの事業開始を目的とした賃貸借契約の締結や事業開始の準備を承認。次いで、二月二七日の理事会では、久留米出張所開設実施計画が承認され、通達として発出された。その骨子は次のとおりであり、この計画実現に向けて、現在一歩一歩あゆみを進めているところである。

一 暫定出張所

二月一日目出度くスタートした久留米出張所は、その設置が定款に正式に定められるまでは、「暫定出張所」とし、その運用と所掌事務は、「筑紫出張所」と同じ取扱いとなった。したがって、久留米出張所の事務も総務と業務に区分され、その内容も筑紫出張所のそれと全く同

様となっている。

久留米出張所の新設

久留米出張所の新設は、本年度通常総会で可決成立した。久留米出張所の組織及び運用にかんしては、暫定的な通達案で行われているが、速やかに正式な体制を整備すべき準備中である。

三、市民後見人育成研修の実施

久留米出張所の事業基盤を充実・強化するためには、久留米地区において本格的な市民後見人育成研修を実施し、久留米出張所を宣伝し、周知方を図る必要がある。そのため、募集人員を五〇名とする受講生を募集中で、現在その募集活動に鋭意取り組んでいるところである。そして、七月三日から二月一日まで全一〇日間、

総研修時間五〇時間の研修を実施する計画である。本研修が終始熱気にあふれた雰囲気で行われ、充実した研修として成功裡に終了できたと願っている。

四、市民後見NPOの設立

本研修が終了すれば、従前からの当法人の基本方針に

従い、受講修了者のうち、希望者をも構成員に加えて、できるだけ速やかに同地区に市民後見NPOを設立し、久留米出張所の事業を継承する計画である。この市民後見NPOが立ち上がれば、その管轄には、久留米市、小郡市、筑後市、八女市、鳥栖市、広川町、大刀洗町、基山町等が含まれ、これらの地域では、身上保護重視の後見が実施され、地域福祉の向上、延いては地域共生社会の構築にも大いに貢献できると期待している。



安心サポート ネットの文化

我々安心サポートの会員は心して平素から安心サポートの文化を育み身につけましょう！

第一 市民後見人としての自己研鑽・鍛錬

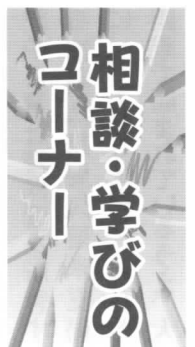
会員は、市民後見人として総合的な実力を養うために、後見マインドの涵養を含め自己研鑽と鍛錬に努めること。

第二 支え合いによる共生社会の実現

現代社会は様々な状況の人達で構成されているが、これらの人がお互いに理解し合い、支え合うことによつて、ともに生き生きとした人生を送ることのできる社会をつくらう！

第三 ニーズの把握とスピード感による適切な対応

当法人における各種事業の取り組みについては、常に地域住民のニーズを把握して、スピード感と挑戦の心をもって、適切な対応を行うこと。



総務部 樋口 健児

成年年齢一八歳、成年後見制度について

質問 本年四月一日から成年年齢が一八歳に引き下げられました。成年後見制度での留意点があれば教えてください。

回答

一 成年年齢を二〇歳から一八歳に引き下げること内容とする「民法の一部を改正する法律」が本年四月一日から施行されました。これにより、二〇二二年四月一日の時点で、一八歳以上二〇歳未満の方（二〇〇二年四月二日生まれから二〇〇四年四月一日生まれまでの方）は、その日に成年に達することになります。二〇〇四年四月二日生まれ以降の方は、一八歳の誕生日に成年に達することになります。

二 民法の定める成年年齢



は、単独で契約を締結することができるといえる年齢という意味と、親権に服することがなくなる年齢という意味を持っています。

今回の民法改正による成年後見制度での留意点について、簡単に紹介します。

(一) 未成年者は、成年後見人、保佐人、補助人にはなれません(民法八四七条、同八七六条の二、同八七六条の七)、今後は、一八〜一九歳でも年齢による資格制限はクリアすることになります。

(二) 任意後見契約について、未成年者も意思能力があれば法定代理人(親権者、未成年後見人)の同意を得た上で自ら委任者になることができます



が(民法五一条一項本文、今後は、一八〜一九歳であつても法定代理人の同意を得ることなく自ら委任者になることができます)こととなります。

ただ、委任者が未成年者の間は任意後見監督人の選任はされませんが(任意後見契

約に関する法律四条一項ただし書一号)、今後は、一八〜一九歳であつても任意後見監督人選任の対象になります。なお、この点については、受任者についても同様の規定があります(同法四条一項ただし書三号イ)。

三 成年後見制度への影響として、「親なきあとの子の保護問題」が早めに顕在化する

ことが考えられます。知的障害又は精神障害などのある子供を持つ親は、自分の判断力が不十分になつた後の、子供の将来の生活支援や財産管理といった生活に関する様々なことが心配

です。自分が元気なうちは、未成年の子どもについては親権者の立場で、また親権者がいない場合は未成年後見人が、子供に関する各種法律行為を行うことができます

が、令和四年四月一日以後は、子供が一八歳に達し成年になつた時点で親権行使はできなくなり、また未成年後見制度の利用もできなくなります。そこで、本人に寄り添い、本人の財産管理や身上保護を適切に行うために、成年後見制度の利用を検討す

る時期が、今までよりも早まっていくことが考えられます。

「親なきあとの子の保護問題」の事前の策にはいろいろありますが、その一つとして、自らの判断力が不十分になつた場合に備え、親自身が

信頼できる第三者との間で任意後見契約を結ぶ方法があります。本稿ではその詳細は省略しますが、委任事項の中に、自らの身上保護、財産管理に関する事項を入れるとともに、併せて、障がいのある子供の生活支援のために必要な事項も入れておく方法です。



# 会員・支援者の広場

## 突然のお見送り

当法人会員 大里道代

高齢者・障害者安心サポートネットで、任意後見移行型についての研修が何度も実施され、私も少しは理解出来たかな?と考えていた今年の五月末、理事長から任意後見移行型の後見型委任の職務担当者として、辞令を交付された。

辞令後、ご本人(H子さん 九四歳)に最初にお会いした際には、年齢の割にはかくしゃくとし、判断能力もしっかりした方だったので、財産管理や身上保護職務が大変だとは思わなかった。

生活状況も、食事の用意等も苦ではなく、よく作られるが、生活するうえで困っているのは、長く歩くと足が痛むため、買い物と掃除をヘルパーの方に援助を受けていた。

毎日の生活のリズムは、毎週一度花屋さんに配達を依

頼して仏壇や玄関に飾り、テレビも気になる番組を見る、時代小説を読み、家事をして過ごす事である。

しかし、本人には二人の子供はいるが、断絶状況で、最近足加齢も加わって不安に思われる日を送られている様子で、隣に住んであるTさんの支援と励ましを受けている。私もTさんと一緒に本人の頼りになりたいと思つていた矢先、電話で息が苦しい為、病院に来ているとのことだった。

Tさんに連絡し、病院名を聞き、急いで病院に向かった。病院にはTさんも駆けつけてくれた。

H子さんと診察に同席。院長は肺に溜まっている水を抜く必要があると、近所の医院に入院可能かを聞き、すぐ入院する様にと、説明があつた。

その足で、指定された病院で診察を受けると、即入院が決定。急遽入院に必要な品物をH子さんから指示されながら、筆筒の中や押し入れから出し、カバンに入れ、用意が出来た。ただ用意をしている際に彼女が言った、失敗

した「の一言が今でも忘れられずにいる。もしかしたら、入院すれば最後ではないか?」との思いがよぎったのかも。

H子さんを無事入院させ、帰宅途中に院長からH子さん余命が短いことが伝えられ、愕然とすると共に涙が止まらなかつた。

情勢が悪い事にコロナ禍の中では見舞いも出来なかつたが、電話で彼女が欲する物は病院の窓口に預ける事が出来、隣人のTさんは、H子さん手作りの梅干しや日本茶、寒いとの事でカーデガン等を持参してくれた。

H子さんは私やTさんが電話する度に病院の対応の不満等を告げ、また病状が段々悪化している様子が感じられる様になった頃、病院から電話で一週間に一回五分、二人まで面会が可能との連絡があり、Tさんと共に面会に行く。H子さんは息苦しい為、鼻に酸素の管を挿入。話すのも苦しそうだった。

その後、院長からH子さんにも病名が告知され、本人も転院を望んでいた為、理事長やTさんと相談し、残された

時間を少しでも安らかに過ごされる様、ホスピスへの転院を決めた。

転院した病院の院長や看護師達が、H子さんのベットまで来て挨拶をすると共に、H子さんがトイレの様子を見たいと要望するとすぐ介助してくれ、彼女は満足気だった。その後、Tさんと共に面会に行く。H子さんは食事とれず点滴のみで痩せていたが、静かに休んでいて、私達が名前を呼ぶと目を開け嬉しそうだった。

入院から九日後、病院の看護師から電話があり、H子さんの息が早朝は荒かったが今は落ち着いているとの連絡。しかし夜九時頃H子さんの息が少し荒くなったとの電話があり、Tさんと駆けつけるが、看護師から今息を引き取られたと告げられた。H子さんはあまり苦しい顔ではなく、安らかな寝顔であり良かったと安心した。



## Mさんの旅立ち

当法人会員 小城 恵美子



「Mさん」に出会ったのは、「任意後見委任者の方々との親睦会」に参加した時でした。まさか、私がMさんの財産管理等委任契約の受任者の職務担当者に命じられるとは知らずに、Mさんと楽しく歩き話しました。そして理事長と会って嬉しそうに挨拶されました。

私は平成三〇年一二月二〇日に本部に於いて職務担当辞令書の交付を受けて、Mさんとの関わりが始まりました。(既に平成一九年に締結された任意後見契約に基づき)

ご本人は平成三〇年一〇月頃、姪御さんと外出中に倒れ、病院に入院。本人の病歴として「二型糖尿病に始まり、高血圧、閉塞性動脈硬化

症」をベースに「レビー小体型認知症」の特徴的な症状もあり、これから深刻な病気が出てくる事も知らずに、当時とはとても元気でした。それと共に今まで住んでいた団地から有料老人ホームに転居することで、引越し準備がはじまった時から私が職務担当者として関わってききました。

ご本人は、病院入院中で体重減少はあったものの、リハビリを受ける元気があり、また当時の財産管理は姪御さんがされており、姪御さんは「Mさんは私が通帳を預かるときに誓約書まで書いたのに、私が預った通帳からお金を搾取している」と何度も言われたと愚痴っていました。

その後、財産管理等は私が行うことになりましたが、私は姪御さんのように疑われないよう最初から「通帳は理事長が持っているから、大丈夫よ。お金があるときは理事長から頂くから」というと納得され、それ以降はお金の事は何も言われなくなつたのが不思議でした。理事長との信頼関係がしっかりされていることがわかりました。

代理人として財産を預かりましたが、銀行や郵便局での名義変更には本人同行となり、病院受診と銀行めぐり、あの時のご本人の明るさと元気な姿は忘れられませんが、有価証券の事で各取引銀行を廻りましたが、「取引はありません」と各銀行からの返事。自宅から施設への引越

し時には、Mさんが民芸調家具や貴重な品物を沢山所持しておられたので、自宅を訪問しましたが、何も愛着を示す事なく、「仕方ないね」とほとんど施設に持ち運ぶ事はありませんでした。

施設では毎月タクシーで病院受診にいきました。主治医の先生は、Mさんが糖尿病発生時より関わられていて、本人の事をよくご存じで、一〇年前から任意後見契約移行型に基づいて、私達が関わっている事に感謝されてい

ました。施設は田んぼや川が流れている自然豊かな場所にあつて、この施設で元気に過ごされる事を期待していましたが、Mさんのレビー小

また誤嚥性肺炎で転院。だんだん食事摂取ができなくなり、又、薬も飲めない状態になりました。

このような状況の急変を受けて、担当のW医師や看護師と共に担当者会議が行われました。Mさんが安心サポートネットと二〇年前に交わした任意後見契約移行型に沿って、甲の病が不治の状況となり、最善の治療を行つても、治療しないときは尊厳ある死を選び、本人が延命治療を望んでないことを皆で確認をしました。

Mさんは人として尊厳を保ちつつ、旅立たれました。火葬場で姪御さんが「叔母様は自分の思うとおりに生きて。最後の事まで考えていたのでしょう。安心サポートネットをしつかり信頼して」と、ぽつりと言われました。病院に面会に行った時も「理事長から元気でね！と言われたよ」というと笑顔を見せ、手を振っていました。忘れられない笑顔でした。



### 新会員獲得 顕彰コーナー

#### 一人一会員獲得 運動推進中

当法人が更に一層充実、発展の道をたどるためには、会員の増強は必須です。新会員獲得に向けて、皆様方の更なるご協力をお願い致します。(令和三年一二月一日以降、令和四年五月三十一日までの新規入会者)

#### 正会員

正会員獲得有難うございました。

田中路子様(森山理事長紹介)・田川哲也様(豊留理事紹介)・今村みゆき様(中島幸子会員紹介)・芦谷秀美様・幸恭平様・松永崇様・砂田孝子様・石井良太様・辻章様・竹内誠様・井上雅彰様・熊手敏之様・高山裕美様

#### 告知板

寄付者紹介(敬称略)

令和三年二月一日以降、  
令和四年五月末  
△NPO安心サポート福岡受領分▽

筑紫野市	森山 彰	十万円
筑紫野市	岡田 節男	五千元
筑紫野市	青木 富美代	一万円
筑紫野市	青木 賢蔵	三万円
筑紫野市	隈上 軍勇	十万円
大野城市	見元 伊津子	三万円
春日市	平山 正明	一万五千元
糟屋郡須恵町	仲 完	五万円
糟屋郡粕屋町	南 隆一	三千元
福岡市早良区	豊留 一	四万円
宗像市	有田 晴子	一万円
小郡市	行武 俊康	三千元
合計	金三十九万六千円	一二名



安心サポートネット福岡の正会員・石黒弘毅氏については、長い期間療養生活を続けておられたので、彼を知る会員は皆さん、早く回復し、後見活動を再開されることを熱望していましたが、残念ながら病状の悪化は避けられず、遂に令和四年二月一六日ご逝去されました。この悲報に接し、会員一同、惜別の情を禁じ得ませんでした。故人は、同僚の信頼も厚く、何よりも安心サポートの職務を愛しておられました。当法人の十五周年記念誌に『恒産無き者は恒心無し(孟子)』雑感と『新人NPO後見人への贈り物』の随想がのこされています。この記事を読むと、故人が何故に市民後見人に愛着を感じていたかが判ります。故人は市民後見人になつて、後見人活動を実践する事による地域貢献が、自身自身の大きな財産になると考えていたことを伺い知ることが出来ます。

安心サポートを代表して、森山理事長は、次の文面で弔意を伝え葬儀会場で読み上げられました。

安心サポートネット福岡の  
石黒弘毅氏を偲ぶ

## サポートネット基金 を充実しよう!

困窮して障害者後見や任意後見の利用が困難な人達の支援が目的。

是非とも、基金への拠出を呼びかけよう!

突然の訃報に接し、安心サポートネットの会員全員が悲しみに打ちひしがれておりますが、これまで、当法人の充実・発展に寄与された同志を失うことになって、誠に残念でなりません。

衷心より哀悼の意を表するとともに、心からのご冥福をお祈りいたします。

故人が黙々と裏方の仕事をこなしている姿や、ことに触れ、親切心にあふれた説明をして相談者を納得させていた姿が目に残り、ついでに離れませんが、故人の地域社会への貢献の遺志は、全会員が引き続き実現してまいりますので、天国からお見守りいただき励ましていただければと思います。

ご遺族の皆様のご悲嘆には、申し上げるべき言葉もありませんが、ひたすらお悔やみ申し上げます。

## 正会員、賛助会員募集のお知らせ!

### 正会員を募集!

高齢者の福祉を支えるやり甲斐のあるお仕事です。心から歓迎します。

応募詳細はホームページに記載しています。

### 賛助会員を募集!

成年後見人制度の活性化に尽力する当法人をご支援願います。

### 全国に当法人の基本情報を公開するホームページ

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット  
<http://anshin-net.jp/>  
 eメール: 8xv7v4@bma.biglobe.ne.jp

## 安心サポートネット・グループ事件処理表 令和3年度4月末日現在

	本部受託				筑紫出張所受託				久留米受託				合計		
	本部処理		会員配分		所処理		会員配分		所処理		会員配分		既済	未済	計
	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済			
第1種	遺産分割協議	1	2(1)			5	3				1		6	6(1)	12(1)
	公正証書遺言	6	1(1)			17(3)	1			3	1		26(3)	3(1)	29(4)
	法定後見開始申立	1	1(1)			6	0						7	1(1)	8(1)
	任意後見契約の締結	6	0			8(1)	0				1		14(1)	1	15(1)
	財産管理等契約の締結	6	0			7	0						13	0	13
	任意後見監督人選任申立	0	0			0	0						0	0	0
	相続、表示等登記	0	0	2			1	11	1				13	2	15
	遺言執行者	5	34(4)			1	76(8)				6		6	116(2)	122(12)
	死後処理	4	36(4)				45				3		4	84(4)	88(4)
	その他(講演等)	0	0				4	1	2	2			3	6	9
合計	29	74(11)	2	0	44(4)	130(8)	12	3	5	12	0	0	92(4)	219(19)	311(23)

※第1種( )書きは、取下げ等により年度途中で終了したもの。<内書き>

	就任		未就任		就任		未就任		就任		未就任		就任		未就任		計
	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任			
第2種	法定後見人受任	44(31)		6(5)		72(54)	0	7(6)		5			134(96)	0	134(96)		
	法定後見監督人受任									1			1	0	1		
	任意後見人受任	3(3)	60(19)		1(1)	11(7)	49(7)	2(1)					16(11)	110(27)	126(38)		
	任意後見監督人受任	1(1)				5(4)	0						6(5)	0	6(5)		
	財産管理等受任	25(21)	44(11)	1(1)		18(12)	45(9)						44(34)	89(20)	133(54)		
	その他	30(21)		4(4)		17(9)	2	8(2)					59(36)	2	61(36)		
合計	103(77)	104(30)	11(10)	1(1)	123(86)	96(16)	17(9)		6	0	0	0	260(182)	201(47)	461(229)		

※第2種( )書きは中途死亡、任期満了等により終了したもの。<内書き>

## 編集後記

令和四年五月二八日(土曜日)、第一八回通常総会も無事終わり、新たな活動がスタートしました。プロジェクトチームの活発な行動を始め、会員各位のご尽力で更なる成果が得られますよう、健康に留意しながらご活躍下さい。

先日、全国紙のコラム時代「証言」で『鬼から福へ、司法三〇年、福祉三〇年、お上依存では日本はもう落ちていくばかり。住民が自ら考え、主体となつて動く社会にしなければ』と記事が目に残りました。この記事の主人公が森山理事長と親交がある、さわやか福祉財団会長・堀田力さんでした。当法人もこの言葉を今後の活動の糧にしたいと思います。

「新しい生活様式」という言葉が、このコロナ禍に盛んに言われるようになりました。テレワークで会社に行かなくても仕事ができ、リモートで飲み会、通販で買物、食事はテイクアウトかデリバリー……

「新しい」ものでなく、「普通」の生活様式を取り戻してほしいと思う今日この頃です。

(田中 記)